

タルグレチン[®]を服用される方へ

高額療養費制度 について



2026年2月改訂版

はじめに

この冊子では、タルグレチンによる皮膚T細胞性リンパ腫、皮膚病変を有する成人T細胞白血病リンパ腫の治療を受ける方に対して、高額療養費制度を活用した時の医療費(自己負担限度額)がどのくらいかかるかを紹介しています。

高額療養費制度では、年齢や所得によって自己負担限度額が異なります。自己負担限度額の計算例も示していますので、ご参照ください。

もくじ

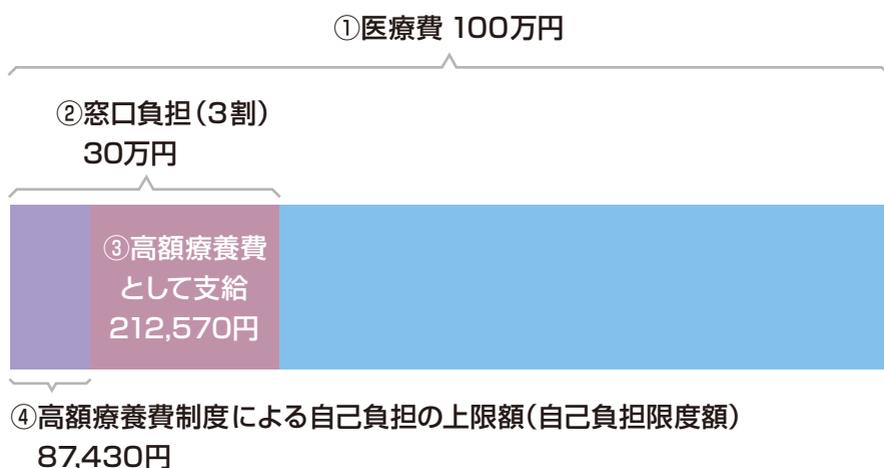
高額療養費制度	3
自己負担限度額と利用方法	4
タルグレチン治療の自己負担限度額(外来)	8
さらに負担が軽減される制度	10



高額療養費制度

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額(窓口負担)がひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

■ 例：70歳以上、年収が約370万円～770万円の場合(3割負担)



高額療養費制度を利用することで、212,570円(③)が支給され、
実際の自己負担額は87,430円(④)に抑えることができます。

高額療養費制度の詳細は、加入されている公的医療保険(健康保険、共済組合、国民健康保険など、以下、ここでは単に医療保険とします)、市区町村によって異なる場合があります。

詳しくは、加入されている医療保険の保険者へお問い合わせください。

自己負担限度額と利用方法

自己負担限度額

自己負担限度額は、年齢と所得により区分されています。

70歳未満

所得区分	自己負担限度額	
	1～3回目	4回目以降*
年収:約1,160万円～ 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
年収:約770万～約1,160万円 健保:標準報酬月額53万～79万円 国保:旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
年収:約370万～約770万円 健保:標準報酬月額28万～50万円 国保:旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
年収:～約370万円 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円

70歳以上

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院と外来(世帯ごと)
現役並みⅢ(年収:約1160万円～) 標準報酬月額:83万円以上 住民税課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降※140,100円)	
現役並みⅡ(年収:約770万～約1,160万円) 標準報酬月額:53万～79万円 住民税課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降※93,000円)	
現役並みⅠ(年収:約370万～約770万円) 標準報酬月額:28万～50万円 住民税課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降※44,400円)	
一般(年収:156万～約370万円) 標準報酬月額:26万円以下 住民税課税所得145万円未満	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降※44,400円)
住民税非課税世帯Ⅱ ²⁾	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯Ⅰ ¹⁾		15,000円

※多数回該当の適用(P11参照)

1) 年金収入80万円以下など

2) 1)以外の住民税非課税世帯

利用方法

医療機関窓口での1か月のお支払いが最初から自己負担限度額までとなる方法

方法1 マイナ保険証^{※1}を利用する

医療機関等^{※2}の窓口でマイナ保険証を提出し、「限度額情報の表示」に同意すると、窓口での支払額を自己負担限度額までにすることができます。

※1 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード

※2 オンライン資格確認を導入している医療機関等である必要があります

医療機関等でマイナ保険証を提示



限度額情報の表示に同意

詳しくは厚生労働省のサイトをご参照ください。

- マイナンバーカードの健康保険証利用について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html
- マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html

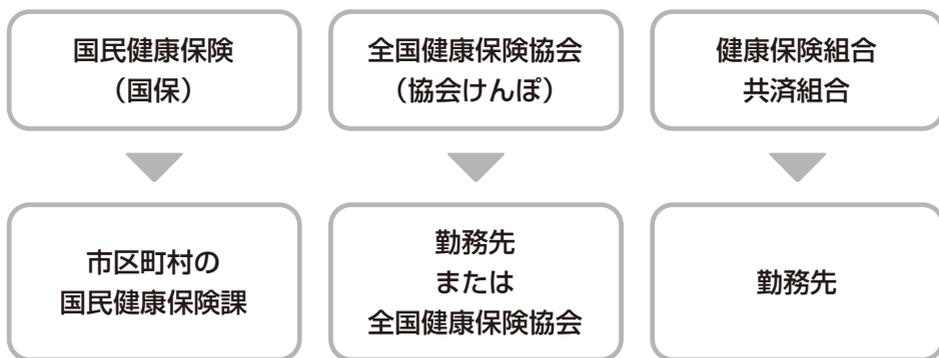
自己負担限度額と利用方法

方法2 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を利用する

マイナ保険証をお持ちでない方は、ご加入の医療保険の保険者（資格確認書に記載）へ「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、これらの認定証を医療機関の窓口で提示してください。窓口での支払額を自己負担限度額までにすることができます。

70歳以上の方は、必要な書類が異なることがありますので、詳しくは医療保険の保険者にお問い合わせください。

各認定証の申請窓口



詳しくは、加入されている医療保険の保険者へお問い合わせください。

事後に手続きをする方法(事後申請)

病院や薬局の領収書を保管

保険者へ申請方法を確認し、書類などを提出

審査(3ヵ月以上)

支払い額と自己負担限度額の差額の受け取り

高額医療費貸付制度

支給を受けるまでの負担を軽くするため、無利子にて借りられる「高額医療費貸付制度」があります。制度の利用ができるかどうか、貸付金の水準等は、加入されている医療保険の保険者にお問い合わせください。

保険者へ申請方法を確認し、書類などを提出

高額療養費制度による支給額の約8割相当^{*}(貸付額)の受け取り

高額療養費制度の審査後、残余金(支給額－貸付額)の受け取り

^{*}医療保険によって、貸付金の水準は異なることがあります。

タルグレチン治療の自己負担限度額

70歳未満

所得区分		2カプセル
年収:約1,160万円～	健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	54,200円
年収:約770万～約1,160万円	健保:標準報酬月額53万～79万円 国保:旧ただし書き所得600万～901万円	54,200円
年収:約370万～約770万円	健保:標準報酬月額28万～50万円 国保:旧ただし書き所得210万～600万円	54,200円
年収:～約370万円	健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	54,200円
住民税非課税者		

70歳以上

所得区分		2カプセル
現役並みⅢ (年収:約1,160万円～)	標準報酬月額:83万円以上 住民税課税所得690万円以上	54,200円
現役並みⅡ (年収:約770万～約1,160万円)	標準報酬月額:53万～79万円 住民税課税所得380万円以上	54,200円
現役並みⅠ (年収:約370万～約770万円)	標準報酬月額:28万～50万円 住民税課税所得145万円以上	54,200円
一般 (年収:156万～約370万円)	標準報酬月額:26万円以下 住民税課税所得145万円未満	
住民税非課税世帯Ⅱ ²⁾		
住民税非課税世帯Ⅰ ¹⁾		

※ここでは、タルグレチン30日分、タルグレチン以外の医療費を10,000円とした概算金額を示しています(100円未満は実際の自己負担額とは異なる場合がございますので、予めご了承ください。)

1) 年金収入80万円以下など

2) 1)以外の住民税非課税世帯

(外来)

1日に服用するタルグレチンのカプセル数					
3カプセル	4カプセル	5カプセル	6カプセル	7カプセル	8カプセル
79,900円	105,500円	131,100円	156,700円	182,300円	208,000円
79,900円	105,500円	131,100円	156,700円	167,900円 (93,000円)	168,800円 (93,000円)
79,900円	80,900円 (44,400円)	81,800円 (44,400円)	82,700円 (44,400円)	83,500円 (44,400円)	84,400円 (44,400円)
57,600円 (44,400円)					
35,400円 (24,600円)					

1日に服用するタルグレチンのカプセル数					
3カプセル	4カプセル	5カプセル	6カプセル	7カプセル	8カプセル
79,900円	105,500円	131,100円	156,700円	182,300円	208,000円
79,900円	105,500円	131,100円	156,700円	167,900円 (93,000円)	168,800円 (93,000円)
79,900円	80,900円 (44,400円)	81,800円 (44,400円)	82,700円 (44,400円)	83,500円 (44,400円)	84,400円 (44,400円)
18,000円 (年間上限144,000円)					
8,000円					
8,000円					

四捨五入)。 () : 直近12ヵ月間に4回以上、高額療養費の支給を受ける場合
 : 高額療養費制度に適用

さらに負担が軽減される制度

世帯合算

同月(1日～末日)、世帯(被保険者とその被扶養者)内で、21,000円以上の病院や薬局への支払いが複数あった場合、合算して計算することができます。この合算した額が自己負担限度額を超えた場合、申請により高額療養費制度が適用され、差額が払い戻されます。

70歳以上では、外来の場合は個人ごと、外来と入院の場合は世帯ごとで、金額にかかわらず合算して計算します。

■ 例：70歳未満、年収が500万円

同じ受診者で、病院と歯科医院の支払いが、それぞれ21,000円以上の場合

A病院 自己負担30,000円
(医療費:100,000円)

B歯科 自己負担60,000円
(医療費:200,000円)

世帯合算=90,000円
(自己負担限度額:80,430円)
申請により9,570円が払い戻し

同じ受診者で、外来と入院の支払いが、それぞれ21,000円以上の場合

A病院 自己負担75,000円
(入院) (医療費:250,000円)

A病院 自己負担24,000円
(外来) (医療費:80,000円)

世帯合算=99,000円
(自己負担限度額:80,730円)
申請により18,270円が払い戻し

世帯(被保険者とその被扶養者)内の別の受診者で、病院への支払いが、それぞれ21,000円以上の場合

A病院 自己負担75,000円
(被保険者) (医療費:250,000円)

C病院 自己負担75,000円
(被扶養者) (医療費:250,000円)

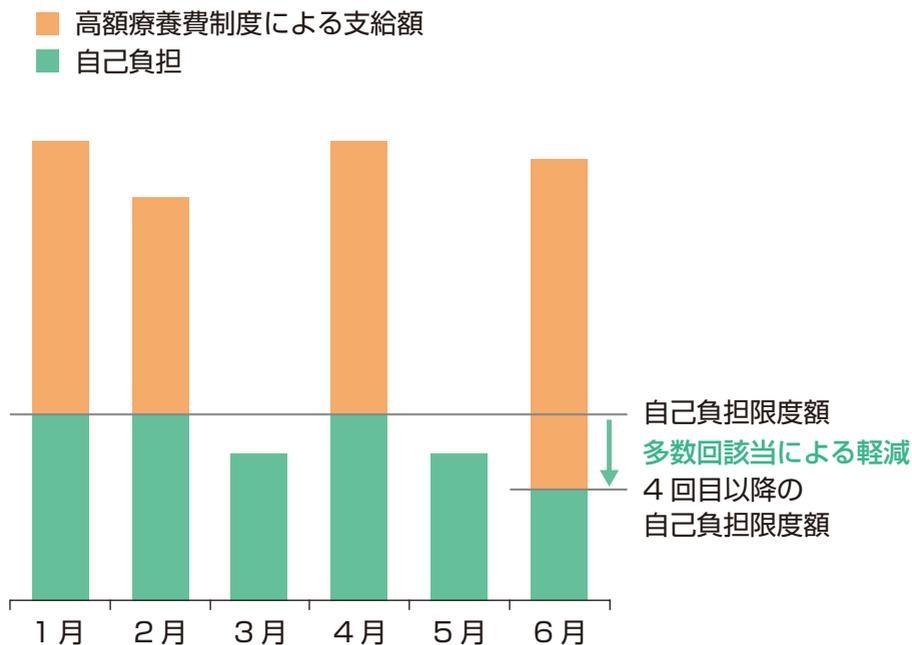
世帯合算=150,000円
(自己負担限度額:82,430円)
申請により67,570円が払い戻し

多数回該当

世帯(被保険者とその被扶養者)で、直近12ヵ月間に高額療養費として支給を3回以上受けた場合、4回目以降の自己負担限度額がさらに軽減されます。

70歳以上で、所得区分が一般の外来、住民税非課税世帯では、多数回該当は適用されません。

■ 多数回該当による自己負担限度額の軽減例



多数回該当が適用されることにより、
6月からの自己負担限度額が、さらに軽減

タルグレチン[®]を服用される方へ

冊子「タルグレチン[®]を服用される方へ」も
是非ご参照ください。

